

BRIDAL INDUSTRY

ブライダル産業新聞

NEWSPAPER

発行所：(株)ブライダル産業新聞社 〒104-0061 東京都中央区銀座 8-11-1
TEL 03 (5537) 8531 FAX 03 (5537) 8533 発行人：米谷美咲 年間購読料31,500円(消費税込み)
E-mail：info@bridalnews.co.jp

MARCH

11

第875号

映画のシーンをコピーしたブライダルビデオが氾濫

著作権法違反を防ぐために

ブライダル市場では、著作権に関しての問題がにわかに騒がれている。これまでは、ホテル・式場、その提携会社によって、コンプライアンスを保っていた映像や音源の著作権問題であるが、ここ数年は低単価で消費者から直接受注を図る、映像、音楽会社が急成長。その中には、受注を一件でも多く得るために、完全に違法な商品を生産し消費者に提供。持ち込みという形で、ブライダル市場にも問題商品が出回っている実情がある。「お祝いの席だから」と安易な考えを持てば、大きな代償を得る。今回取材した問題は、一部の違法業者だけの問題ではなく業界全体への警鐘だ。



▲BIAの音源使用の勉強会には多くの業界関係者が来場

音源使用の勉強会に約100名が参加(BIA)

字幕を勝手に加工 今後は刑事事件に!?

昨年の12月、ユーチューブにこんな動画がアップされた。ディズニー映画「トイ・ストーリー」のオープニング映像が流れている。しばらく見てみると、その映像の中に新郎新婦の名前が浮かび上がってくる。これを制作した会社はユーチューブのコメントに、問い合わせ先としてURLも記載。悪びれることもなく、1分30秒以降がオリジナル映像である、9800円〜という料金まで紹介されている。結婚式のオープニングムービーのサンプルを、ユーチューブから誘客するためにアップ

されたわけだ。個人で妹のためにオープニングビデオを制作したというコメントが掲載されたユーチューブの画像では、同じくトイ・ストーリーの映画のシーンがそのまま使われ、その中のテレビに映る画像が勝手に加工されて、新郎新婦の写真を入れ込んでいる。そのほかにも、映像はそのまま映画のシーン、音声も変えることなく流しながら、字幕だけを「〇〇君、〇〇さん、おめでとう」と入れ込むなど。当然、こうした映像は、全て許諾無しで違法に加工されたもの。著作権法の違法商品であり、刑事告発されれば「10年以下の懲役または1000万円以下の罰

金、ないしその両方。法人の場合は3億円以下の罰金」という重大な犯罪である。こうした違法商品が、結婚式のオープニングやプロフィールビデオとして対消費者向けの商品群に蔓延している。「ブライダルのこうした違法映像が、非常に多い。」と憤るのが、日本国際映画著作権協会(東京都千代田)の調査本部本部長、栗原英明氏だ。同協会は、ハリウッドのメジャー映画会社6社が加盟し、アメリカ映画協会の日本での著作権侵害行為などの防止活動を目的とした団体。著作権法違反の防止活動を進めながら、違反商品に対しての警告や、刑事告発などに対応

去年は違法業者4社に警告書を出す事態に

日本国際映画著作権協会

「著作権の問題としてアジア諸国などがニュースに取り上げられることも多いわけですが、日本の状況は?」
「デジタル化とネットの普及により、著作権違反の問題は決して少なくありません。当協会が調査する著作権は、アメリカ映画協会です。その日本支社という位置づけです。当協会は、著作権の保護と、18禁などのレーティングを行うことが主の取り組みとなります。」
「設立当時は、VHSが流行していましたが、その影響から、レンタルビデオ店に行く、90%が海賊版と言ひひい状況でした。これを改善するために、当協会では違法コピー禁止の啓蒙活動のほか、実際に違法なもの調査、警告、刑事告発などに対応してきました。最近では、海賊版のDVDの販売と、ネット上の映像が大きな問題となつていきます。」

「そうした中、ブライダルの映像にも、多くの違法商品があります。映画会社から状況がひどいと相談を受け調査しました。オープニングやプロフィールビデオに、勝手に映画のシーンを盗用する。それをユーチューブにアップし、自社のURLとリンクさせることで、誘客を図っている会社もあります。映画会社のオープニングロゴなども、盗用されています。ある映画会社の顧問弁護士と共に、BIAにも業界に対しての注意

「上映することで、間接的に侵害に加担していると思われる可能性は当然あります。これは警察の判断ですが、上映している式場にも捜査が入る可能性が高いわけですから、その点、知らなかったではリスクも大きいと考えられます。」
「そう考えると、今後は持ち込み映像にも注意が必要ですね。こういった点をチェックすべきでしょうか。」

している。これまで1000件以上の著作権法違反に関わる刑事告発を担当してきた。こうした違法映像は、BtoCで対応する、小規模事業者にも多く見られる。ユーチューブ以外に、例えば自社のウェブサイト上で【ディズニー風プロフィールビデオ】などと謳い、許諾を得ていない画像を掲示して顧客を誘導したり、映像をサンプルとしてアップ。実際の映像も、



調査本部長 栗原英明氏

著作権管理のプロフェッショナル

「基本的には、映像、キャラクターを無許可で一秒でも使えば、盗用なわけですね。許諾に関しては、一業種一社というケースがほとんどですから、事前にどの会社の商品であれば安心かは把握できるはずですね。」

今号の人



MiaVia 総支配人 西川貞宏氏 (4面)

新大阪の人気会場に開く1パンケ200組の獲得法



バリタワ-天王寺 総支配人 松田一宏氏 (12面)

昨秋オープン複合施設 挙式〜3次会までを視野に

特集

著作権法問題を探る(1,2面)
ふるさとウエディング(10面)
二次会店舗総ざらい(11面)

注目企画

大阪セミナーポイント(9面)
オープン施設(16面)